

(大月市)

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、人口減少及び少子高齢化により、平成27年度国勢調査では、25,419人とピーク時（昭和30年）の6割まで減少している。

地場産業である繊維工業を中心に活発化したが、オイルショックの影響を受け、衰退し、小規模企業者による製造業が主産業となっている。

市内の事業所数は1,391件そのうち従業員4人以下の小規模企業者は953件で約7割を占め、そのうち従業員4名以上の事業所はピーク時から半減（平成2年：214件→平成28年：75件）し、出荷額も大きく減少している。

域内の事業者は労働力の不足や中小企業者の事業承継問題への対応という厳しい事業環境に直面しており、所有する設備の老朽化も目立つ。

本市としては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図ることが必要である。

(2) 目標

広報やホームページでの制度周知や、商工会などの認定経営革新等支援機関と情報共有することで、計画期間中15件の先端設備等導入計画認定数を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端的設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大月市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とし、労働生産性が年率3%以上資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。